# 遠隔臨場の活用について

令和7年5月

会津若松市総務部契約検査課

# Ⅰ　遠隔臨場とは？　1／2

「遠隔臨場」とは
スマートフォン等を活用して、現場に行かずに遠隔地から「段階確認」「材料確認」、「立会」を行うことをいいます。

# Ⅰ　遠隔臨場とは？　２／２

通常の臨場の場合、監督員が建設現場に出向いて「段階確認」、「材料確認」、「立会」を行いますが、遠隔臨場の場合、監督員は現地に出向くことなく、庁舎等の離れた場所から、受注者が携帯するスマートフォン等からの映像で、施工が計画通り行われているか、また、仕様書通りの材料が使用されているか確認することができます。

## 2　対象工事

遠隔臨場の試行対象工事は、原則として次のいずれにも該当する土木工事とし、試行対象工事とする旨を、入札公告時の特記仕様書に記載します。

(1) 業務の効率化等に効果が認められる工事
(2) 監督員が勤務する庁舎から現場まで概ね5km（4km程度可）以上離れている工事

# 3　遠隔臨場活用の効果

## 受注者の活用効果

受注者は、監督員の臨場に係る日程調整が容易に出来て、立会待ちによる時間のロスを防ぐことができます。

## 発注者の活用効果

発注者は、庁舎等から施工現場への往復に係る移動時間を削減することができます。

# 4　試行対象工事からの除外及び追加

## 試行対象工事からの除外

　試行対象工事において、機器の調達や通信環境等の理由で試行が困難となった場合は、工事打合せ簿により受発注者協議のうえ、試行を実施しないことができます。

## 試行対象工事への追加

　試行対象以外の工事において、受注者が遠隔臨場の試行を希望する場合は、施工計画書提出前に監督員に協議し承諾を得て、試行対象とすることができます。

# 4　工事成績評定

遠隔臨場を実施し、建設現場等での生産性向上に効果が認められた場合に加点評価します。

なお、協議の結果、機器の調達や通信環境の確保が困難等の理由により、指定工事の継続が適当でないと判断した場合は、指定を解除することができるものとし、工事成績評定の減点は行わないこととします。

# ご清聴ありがとうございました。